

## 二四 内政干渉

一 一般国際法上、国家は独立権を持ち、他国の国内事項には干渉してはならない義務を負う。これを、一般に、内政不干渉義務という。すなわち、国家の政治体制（元首、政体、政府、議会、行政組織、司法制度等）、経済体制、関税、移民、国籍等の問題は、国家が自ら決定処理することができる問題、すなわち国内事項ないし内政と考えられており、国際法上、他国はこれに干渉してはならない義務を負うものときられている。もっとも、国内事項とされている問題であっても、それについて関係国間で条約規定が設けられれば、国内事項ではなくなる。その意味で、国内事項の範囲は、流動的であるともいえる。

二 干渉とは、国家が、武力その他強制力をもって、自国の意向に相手国を従わせようとすることをいう。したがって、単なる勧告や周旋・仲介の申出は、干渉に当たらない。

## (国会答弁例)

〔衆・外務委 昭五七・七・三〇〕  
 栗山外務省条約局長 答弁

○土井委員 今回、教科書記述において事実を歪曲した部分に関する中国側から日本政府に対する申し入れがあったわけですが、日中共同声明第六項の中で、「主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、」ということをはっきり述べられております。また、日中平和友好条約の第一条の一項でも、「相互不可侵、内政に対する相互不干渉、」ということが明記されているわけでありま

す。私は、今回のような中国側からの申し入れはこの共同声明第六項……さらに条約一条一項に言うところの内政干渉の中身には反しないというふうに考えております。……この点に対してどういふふうな解釈なすっていらっしゃいますか。……

○栗山政府委員　……日中共同声明、それから日中間の平和友好条約で言っておりますところの内政に対する相互不干渉、これは国際法で言うところのお互いの内政事項に対する不干渉という意味と私は理解しておりますが、そういう意味におきまして、国際法上の干渉というのは、ある種の武力その他強制力をもって一國が自國の自由裁量で決定し得る事項に対して圧力を加えて自國の意向に相手國を従わせようという行為を内政干渉あるいは国内問題に対する干渉ということと国際法的には認識されておるものであろう。日中共同声明あるいは日中平和友好条約に言っておりますところの内政不干渉というのは、そのようなものに対する禁止というふうに理解しております。

○土井委員　そうすると……今回のような場合は内政干渉には当たらない、このように解釈してよろしいですね。

○栗山政府委員　国際法で言うところの内政不干渉という問題ではなからうと存じます。

○土井委員　国際法上に言うところの内政不干渉ということですが、……今回の事例は日中平和友好条約の一条一項、それに先立つ共同声明の第六項に言うところの内政不干渉という、この項目には反しないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○栗山政府委員　多少言葉が足らなかつたかと思いますが、法的に申し上げて、いま私が御説明いたしましたような意味で内政干渉に当たるといふ性格のものではなからうというふうに考える次第でございます。

○土井委員　そうすると、これを称して内政干渉というふうには言えないということでもあります。まずこのことをはっきり確認したいと思うのです。……

(参考資料)

○国際法辞典 国際法学会編(昭和五五年)——干涉

○有斐閣 新法律学辞典 第三版 竹内昭夫・外編——国内問題

○国際法講義 有斐閣大学双書 波多野里望・小川芳彦編

3-12 不干涉義務

(1) 意義 国家が国際法上負っている義務の中で、もっとも重要なものは、不干涉義務である。この義務は、国家の対外主権すなわち独立権に対応しており、どの国家も独立権をもつから、国家は、他国の国内・国外事項の処理に干渉してはならないのである。不干涉義務は、沿革的には、他国の国内事項に干渉してはならないというかたちで主張された。国家の政治組織・経済体制・関税・移民にかんする問題が、従来、国内事項としてよくとりあげられてきた。

ところで、一般国際法上、国内事項とされている問題であっても、それについて関係国間で条約規定が設けられれば、国内事項でなくなる。その意味で、国内事項の範囲は「流動的」である。つまり、国内事項とは、内容が国際法によって規律されない事項である。これに対し、内容が国際法によって規律される事項が、国外事項である。ただ、国内事項と国外事項とが密接に関連する近年、不干涉義務の範囲は、国外事項にも拡大される傾向にある。たとえば「国家の権利及び義務についての宣言案」第三条は、「すべての国は、他国の国内または国外事項に干渉することを慎む義務をもっている」と記したし、米州機構憲章第一五条も、「国または国の集合は、理由のいかんを問わず、直接又は間接に、他の国の国内又は国外事項に干渉する権利を有しない」と定めた。

また、干涉(intervention)とは、国家が、現実の状態の維持・変更のため、その意思を他国に強制的に押しつけることである。したがって、武力による威嚇、外交・通商関係の断絶、なんらかの不利益措置を示

唆して、一定の措置を要求すれば、それは、干渉となるであろう。たんなる勧告や周旋・仲介の申出は、干渉にならない。

(2) 合法的干渉 国際法上、原則として、干渉は違法であり、それだからこそ、国家は、一般に不干渉義務を負う。ただ、つぎの場合に限り、干渉は合法的であると主張されることがあるが、国際法として確立しているとはいえず、とくに(ハ)の場合については議論が多い。

(イ) 条約規定に基づく場合 条約によって独立を制限されている国家が、その制限に従わないならば、他の当事国は、干渉する権利をもつ。アメリカは一九〇三年条約に基づいてパナマに干渉し(一九〇四年)、同じく一九〇三年のハバナ条約に基づいて、秩序回復のため、キューバにも干渉した(一九〇六年)。

(ロ) 国際法違反に対する場合 違法行為に対して防衛のために必要な場合(自衛)、または、違法行為に対して中止もしくは救正を求めるために必要な場合(復仇)には、干渉に当たる行為を行なってもさしつかえない。違法行為が一般国際法に違反するときは、被害国だけでなく、その他の諸国が干渉を行なっても、違法ではない。たとえば、もし国家が公海上で他国の商船に管轄権を行使しようとするならば、それは、関係当事国間の事項であるのみならず、他のすべての国家も、上記の行為が普遍的に承認された公海自由の原則に反することを理由に、干渉する権利をもつであろう。

(ハ) 人道的干渉の場合 一八二七年のギリシア内乱のさい、ギリシアのキリスト教徒がトルコに支配されることを恐れたイギリス・フランス・ロシアは、共同出兵し、人道的干渉を行なった。一八四〇年から六年にかけても、イギリス・フランスなどの列強は、レバノンおよびシリア地域に居住するキリスト教徒が多数派の回教徒に殺害されたことを理由に、再三、トルコに軍事干渉した。これらの先例に照らすと、この時期の人道的干渉と見られるヨーロッパ諸国の東方に対する干渉は、キリスト教文明の保護を特色とした。それは、当時のヨーロッパ諸国のキリスト教徒一般にアッピールしたとしても、人間一般の生命や信仰の尊

重という人権に固有の属性である普遍的価値の保障ではなかった。なお、一国による人道的干渉として、一八七七年、ロシアがブルガリアの民族主義者のためにトルコに干渉した例がある。今日でも、人道的干渉は、弱小国に対する軍事大国の圧迫手段として利用される危険性を多分にもっている。

(ニ) 集团的干渉の場合 前記一八二七年および一八四〇年から六一年にかけてのトルコに対するヨーロッパ諸国の干渉は集团的であったから、列強間の相互監視機能が作用し、干渉国の国家的エゴイズムの実現を若干緩和したといわれる。しかし、一八九五年、遼東半島還付に関しロシア・フランス・ドイツが日本に對して行なつたいわゆる「三国干渉」をみると、集团的干渉は必ずしも干渉国の公平無私を示さない。なぜなら、一八九八年、ロシアは、問題の遼東半島を清国から租借したからである。なお、国際連合による強制措置は、高度に組織化された集团的干渉の意味をもつが、国連憲章に基づく行動であって、合法的であることに問題はない。